



自転車の飲酒運転でも免許停止に！！



自転車や特定小型原動機付自転車を運転して一定の違反をすると、罰金等の罰則のほかに**行政処分、自転車運転者講習、特定小型原動機付自転車運転者講習**の対象となります！！

～行政処分(運転免許の停止)～

運転免許を持つ方が自転車等で飲酒運転のような悪質違反をしたり、人身事故を起こすと、**点数によらない免許停止処分**の対象となります！！

～自転車運転者講習～

○ 自転車の運転者が**3年以内に2回以上**、政令で定める違反（別表1）を反復した場合に公安委員会が当該運転者に対し、受講を命じる講習です。

受講命令に従わない場合、**罰則（5万円以下の罰金）**があります！

～特定小型原動機付自転車運転者講習～

○ 特定小型原動機付自転車の運転者が**3年以内に2回以上**、政令で定める違反（別表2）を反復した場合に公安委員会が当該運転者に対し、受講を命じる講習です。

受講命令に従わない場合、**罰則（5万円以下の罰金）**があります！

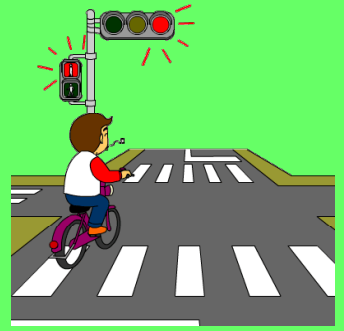
自転車は車両です！！

自転車の違反や事故でも車と同じ重い責任が問われます！！



別表１ 政令で定める違反（１６種類）

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行）
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反
- ⑧ 交差点優先車妨害等
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車の運転
- ⑬ 酒気帯び運転等の禁止
- ⑭ 安全運転義務違反
- ⑮ 携帯電使用等
- ⑯ 妨害運転



別表２ 政令で定める違反（１７種類）

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行）
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行違反
- ⑥ 特例特定小型原動機付自転車の路側帯通行違反
- ⑦ 遮断踏切立入り
- ⑧ 交差点安全進行義務違反
- ⑨ 交差点優先車妨害等
- ⑩ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑪ 指定場所一時不停止等
- ⑫ 整備不良
- ⑬ 酒気帯び運転等の禁止
- ⑭ 共同危険行為
- ⑮ 安全運転義務違反
- ⑯ 携帯電話使用等
- ⑰ 妨害運転

